

令和 6 年第 3 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 6 年 3 月 21 日
曾於市農業委員會

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年3月21日（木） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員 18番 〇〇〇〇〇, 19番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇		
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日 令和6年3月21日（木） 午前11時10分

令和6年第3回曾於市農業委員会総会日程

令和6年3月21日（木）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第22号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第23号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第24号 農地法第4条による許可申請について

議案第25号 農地法第5条による許可申請について

議案第26号 非農地証明願について

議案第27号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第28号 農用地等のあっせんについて

議案第29号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第30号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第31号 事務局職員の人事異動の承認について

(2) 報告

報告第3号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第3回曾於市農業委員会総会

令和6年3月21日（木） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第3回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番〇〇〇〇〇委員、19番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第22号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉22号について、3月11日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、そばを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉23号について、3月15日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人に無断転用の農地がありますが、今回、3条申請と同時に転用申請も提出されています。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉24号について、3月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、イタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉25号について、3月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。後ほど、200㎡未満の用途変更届についての説明もありますが、隣接する渡人の宅地から農業用倉庫の一部が今回の申請地に越境しており、今回同時に申請がなされています。農業用倉庫については、受人が利用するとのことで、使用貸借による契約書及び今後、宅地の所有者が変わった際に本人で問題解決をする旨の誓約書も添付されています。調査結果の総合意見は、取得する農地には、サカキを植付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

末吉26号について、3月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。現在も夫婦で露地野菜、甘藷等をほかの畑で作付けし、道の駅などに出荷されており、今後もその予定です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉27号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、

農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉28号について、3月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人がこの農地のすぐ隣が宅地であり、同時に工事をされたようで、現地が畑というよりも表土が隣の宅地の砂を押してきれいに並べた状態で表土が若干、宅地の砂が盛られているような感じでございました。それでも、受人は植えるということですので、今後、担当の委員さん、地域の担当委員さんは、追跡調査ではないんですけど、随時、見ていただきたいというお願いをしまして、調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅29号について、3月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親戚です。農業機械は、祖母のトラクターを使用する予定です。植付けたイタリアンは、祖母の牛の飼料にする予定です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、イタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○11番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅30号について、3月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は知人です。受人は福山町に居住し、現在、実家の空家を改修中です。渡人は大型農家であり、受人の実家裏の狭い田に農業機械も入れず、今回贈与することになりました。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜や柿などを作付けする予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部31号について、3月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は92歳と高齢で後継者もないことから、農地の引受け手を探していたところ受人が見つかり、今回贈与での申請となったものです。受人については、自作している農地面積が1,286㎡で今回申請地の面積832㎡を足しても合計2,118㎡となりますが、自宅から申請地までは約3kmと近く、確実な営農が見込まれます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部32号について、3月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部33号について、3月13日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。この農地については、昨年の利用状況調査でB判定をしておりましたが、今回現地調査をしましたところ、約1反の畑は、すぐにでも作付けできるような状態に戻っていました。あとのもう1枚は、現在小さな竹がたくさん生えておりますけれども、今整備中ということで、今年の甘藷の作付けには間に合わせるということを本人から聞き取りをしました。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員 (〇〇〇〇〇〇)

財部36号について、3月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査

を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。受人はリサイクルショップを経営していますが，今回，渡人の所有する農地全筆と農業機械，農業用倉庫1棟，隣接する宅地にある住宅2棟を買受け，申請地の田には水稻，畑には甘藷を作付けしようとするものです。農業機械については，トラクター，田植機等があり，苗の購入先，甘藷の出荷先ともに農協との取引を行う予定です。調査結果の総合意見は，取得する農地には，水稻及び甘藷を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部37号について，3月11日に○○○○○推進委員，事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。受人は現在，認定農家の指導の下，ネギ栽培に従事していますが，今回新たに農地を取得し，ネギ栽培を行おうとするものです。なお，渡人も以前ネギ栽培に従事していたことから，申請地にある農業用ハウスについても受人が取得する予定です。農業機械については，軽トラック1台のみの保有ですが，トラクター等必要な機械については，○○○○○さんから借受けて確保する計画で，種等も○○○○○さんから，出荷先はビビコスモスドラッグストアとの取引を行う予定です。調査結果の総合意見は，取得する農地には，ネギを作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して，質疑，意見はありませんか。

○6番委員（○○○○○）

財部36号についてですね，私の地域なものですから。出荷先とかそういうのは農協ということなんですが，この畑と田を見ますと，もうバラバラなんですね。新規の方で大丈夫なんだろうか。私も前から話は聞いてるんですけど，誰もバラバラでとても受手がなかったんですよ。そのあたりの話は伺ってませんか。聞かせてください。

○10番委員（○○○○○）

場所も全部確認しに行って，ちょっと距離的にどうなのかなという場所もあったんですけど，やる気はあるみたいで，若い息子さんがいるから，親子でやっていきたいみたいな感じの説明は受けました。

○6番委員（○○○○○）

私が気になるのは，この方は，リサイクルショップをやってましてですね，温泉の近くの田なんか，すぐ色んなものを置くんじゃないかという気がしましてですね。しかし，本人がやるって言うんなら，しっかりこれから監視していきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第22号農地法第3条所有権移転による許可申請については，許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので，本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に，議案第23号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については，調査委員において現地調査を行っておりますので，順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉9号について，3月11日に私と○○○○○推進委員，事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は，三枝前自治会内の農地です。周囲の状況は，東が畑，

西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農耕馬の飼育場を設置する面積1,068㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、汚水は汲み取って堆肥センターへ搬入するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。農耕馬の飼育場を整備しており農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉10号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、西高松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑と宅地、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に農業用倉庫を整備しています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫を設置する面積2,273㎡のうち894㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉11号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、白毛自治会内の非農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道を挟んで畑、南が原野、北が畑です。目的実現の確実性は、既に山林化しています。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、申請面積1,666㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、既に山林化しており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉12号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、徳留自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が山林、北が道を挟んで雑種地です。目的実現の確実性は、堆肥舎を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、堆肥舎を設置する面積996㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、汚水はオガクズ処理後、堆肥化するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、堆肥舎を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

大隅13号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、新留自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が田、南が川、北が山林です。目的実現の確実性は、山林を整備する具体的計画があり確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積4,385㎡は同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、土砂崩れや鳥獣被害、水管理も難しく耕作が困難であるため山林とすることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部14号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、閉山田自治会付近の農地です。周囲の状況は、東側が道を挟んで畑、西側も道を挟んで畑、南と北が畑です。目的実現の確実性は、国営かんがい排水事

業の計画区域に申請し、かんがい用水を利用するもので確実と思います。位置は農振編入後は、農用地区域内農地に該当します。計画面積として、申請地に隣接する農地は既に編入済みで、申請地のみが農振外となっていたものであり、周辺の状況から見ても適当と思われます。排水等については、申請地は既に茶畑として利用されており、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除は、既に茶畑として利用されており、周辺農地には被害を及ぼさないで、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農振編入後は農用地区域内農地に該当します。申請人は、申請地に隣接する農地を所有し、製茶業を営んでいますが、今回、申請地が農用地区域外にあることを知り、農用地区域への編入を要望するもので、編入については、何ら支障もないという意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

財部15号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、宇都自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が田、南が宅地、北側が水路を挟んで田、原野、雑種地です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地に該当します。計画面積として、全体面積281㎡に牛舎1棟を設置済みで周辺同種施設の状況から見ても適当と思われます。なお、現在は農業用倉庫として利用されています。排水等については、雨水は北側の市道側溝へ流入するため自然流下で適当と思います。被害防除は、施設の周囲には緩衝地を設けており、また、隣接する農地との間にはブロック塀が設置されており、隣接農地には被害を及ぼさないで特に問題はないと思われます。道路条件は、申請地に接する道路はありませんが、南側の市道から自己所有の宅地の西側を通行する形で通路が確保されています。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農振除外後は第1種農地と判断されますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。申請地には、平成7年頃から農地法の許可を得ないまま、牛舎を設置され、その後、隣接する宅地部分まで増築を繰り返し、申請人の相続後は、農業用倉庫として利用していたものです。ついては、現在、農業用倉庫となっている牛舎建築後、29年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、財部16号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、田平自治会付近の農地です。周囲の状況は、東が畑、西側が道路を挟んで畑、南側が水路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、全体面積2,237㎡に農産物販売所1棟、食品加工場1棟、農業用倉庫4棟、駐車場を設置済みで、周辺同種施設の状況から見ても適当と思われます。排水等については、雨水は南側の既存側溝へ流入するため自然流下で適当と思います。なお、食品加工場から排出される汚水については、合併浄化槽での処理後、水路へ放流されることから適当と思います。被害防除は、施設の周囲には緩衝地を設けており、申請法人の所有する隣接農地にも被害を及ぼさないで、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請地には、平成16年頃から農産物販売所1棟、食品加工場1棟、農業用倉庫4棟、駐車場が設置され、農地法の許可を得ないまま、現在まで利用していたものです。ついては、食品加工場等の建築後からも20年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○8番委員（○○○○○）

末吉9号についてちょっと伺います。し尿処理方法で、し尿は汲み取って堆肥センターへ運びますとありますが、配置図から見て、堆肥場、堆肥置場的なもの、若しくは、溜桝、浄化槽的なものを書いてないんですけど、どういうふうな処理の仕方をするんですか。教えてください。

○事務局（○○○○○係長）

道路側に飼育する小屋がありまして、そこについては、ショベルで取り出して堆肥センターに運ぶということでした。運動場については、そこまで運動場で運動をさせるような雰囲気でもな

く、また、そこが見た感じ、し尿や糞でベチャベチャなってるような場所でもなかったの、本人さんに聞きましたら、定期的に堆肥センターに運んでますのでということで現地調査では伺っております。

○18番委員（○○○○○）

今の件で、私もちょっと不思議に思ったんですけど、堆肥はショベルで取って堆肥センターに持って行かれると言うけど、その畑の横に道路があつて、そのちょっと上の方に道路よりちょっと広い所があるんですけど、そこに置いてあると思うんですけど、そこは調査委員は見なかったですか。

○9番委員（○○○○○）

そこまでは、調査していません。

○18番委員（○○○○○）

堆肥は、うちの前を通って堆肥センターに持って行くんですけど、週に1回ぐらいかなと思うんですけど、多分、ためて、それから、たまったやつを持って行かれると思うんですよ。毎日を持って行ってないです。事務局の方で調査していただいて、何らかの、まあそれでいいんだったらいいんですけど、道路の横だから環境にも悪いし、そういうのをちょっと指導してもらいたいと思います。

○事務局（○○○○○係長）

道路に置いてあるかということの確認ですか。

○18番委員（○○○○○）

前はずっと置いてあったけど、最近どうかなと。

○事務局（○○○○○係長）

そこは、また確認をして、もしそうであれば、それはやめてくださいということで、必ず堆肥センターに運ぶように確認をしておきます。

○18番委員（○○○○○）

抜き打ちで行った方が。

○事務局（○○○○○係長）

はい。分かりました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第23号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、許可相当とする意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当とする意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第24号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉5号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第23号、農振変更申請の末吉9号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、追認案件で農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、農耕馬の飼育場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

末吉6号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、小倉自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道を挟んで山林、原野、南が宅地、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、牛舎、倉庫、放牧地、ロール置場、その他資

材置場を整備する面積は、全体で1,249㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水はオガクズ処理後、堆肥化するもので適当と思われます。被害防除は、土留工事を行い、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で第2種農地のその他の農地に該当し、牛舎、倉庫、放牧地、ロール置場、その他資材置場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

大隅7号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第23号、農振変更申請の大隅13号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

財部8号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第23号、農振変更申請の財部16号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。申請地には、平成16年頃から農産物販売所1棟、食品加工場1棟、農業用倉庫4棟、駐車場が設置され、農地法の許可を得ないまま、現在まで利用していたものです。ついでには、食品加工場等の建築後からも20年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○17番委員（○○○○○）

ちょっと気になってですけど、財部8号なんかは、農地で買っとして、あとで始末書付きで出せばよかつよというのが見え見えなんですよ。食品加工をやっているんですけど、食品加工の許可というのが必ずありますよね。保健所のやつがあると思うんですけど、そこから農業委員会に問合せ等とかあるんですか。農業委員会がどうこうじゃないんですけど。念のために、そういう調査なんか農業委員会を通してくるのかなあって。本人が出したことで、それで保健所なんか受理するのかなあと思ったりしたもんですから、そのへんは、何か実例がありますか。

○事務局（○○○○○係長）

保健所からそういった問合せがくるかということについては、一切ありません。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第24号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第25号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉11号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、先ほどの議案第23号、農振変更申請の末吉12号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、堆肥舎を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

○推進委員 (○○○○○)

○7番委員 (○○○○○)

○6番委員 (○○○○○)

○10番委員 (○○○○○)

ACKNOWLEDGMENTS

画面積として、隣接する南側の宅地と合わせて全体面積1,214.75㎡に貸資材置場、貸駐車場、通路等を設置する予定で、周辺同種施設の状況から見ても適当と思われます。排水等については、雨水は南側の既存側溝へ流入するため、自然流下で適当と思われます。被害防除は、造成等は行わず現状のまま利用し、周囲にはブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。なお、申請地と一体利用地の宅地には既に碎石が敷設されていますが、これは、渡人によるもので、今回、始末書が添付されています。道路条件は、申請地には進入路がないため、南側の宅地と一体利用することで通路が確保されています。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、隣接する事業所に勤務し、製茶業に従事していますが、今後5年のうちに代表に就任する予定であり、今回、申請地を購入し、資材置場、駐車場として現代表者に貸し付けようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○16番委員（○○○○○）

大隅13号について、ちょっとお聞きしたいんですけど。ここは県道沿いで人家が多い所に見受けられるんですけど、ここにクヌギとか植えたら冬場は結構散れると思うんですけど、周囲からは苦情とかこないものですかね。

○事務局（○○○○○係長）

植林はですね、結果的になんですけど、低木のクヌギを植えるということと、境界からですね4m離して植えるので、問題ないかなと出しました。

○16番委員（○○○○○）

我々は何の木を植えるとか言えないんですけど、周りが宅地、畑も農地もあるみたいなんですけど、宅地が結構多い所だから山林にするのはもったいないんじゃないかなと思って、ちょっと聞いてみました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○11番委員（○○○○○）

この配置図を見たら3mになってますよ。

○7番委員（○○○○○）

配置図では3mとなっておりますけど、境界から4mは離してくださいと指導はしました。

○16番委員（○○○○○）

今、4mと言われて、図面上では3mとなっておりますけど、周囲3mとか引いて、全体の面積が356㎡ですけど、計算は今してないんですけど、本数は53本植えるようになってますが、近く植えれば植えられると思うんですけど。無理して10何本も多そうですけど。

○事務局（○○○○○係長）

すみません。自分がちょっと調査の時に指摘した3.5mは、ちょっと狭いので4m空けてくださいってということで、4m空けた資料の方を自分がいただいていたところでした。ですので、本数についても53本から37本に減らしてありました。すみません。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第25号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前10時10分）

(再開：午前10時20分)

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。次に、議案第26号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○8番委員（○○○○○）

末吉3号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は友常自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は宅地等に囲まれており、周囲に農地がないため問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和49年及び平成3年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当します。農業用倉庫として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉4号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は原口東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで山林と畑、南が山林と畑、北が道を挟んで宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の西側と南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成14年に建築されたものであり、建築後、20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。住宅の一部、倉庫2棟、通路として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉5号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、先ほどの議案第23号、農振変更申請の末吉10号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。農業用倉庫として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅6号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は広津田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の西側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和56年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。物置として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

大隅7号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は東笠木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北側は農地ですが、ブロックを設置しています。排水等の流れ込みなどなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成7年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。

通路として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部8号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は荒川内自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西側が宅地と道路を挟んで雑種地、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、南側の通路部分に隣接する農地がありますが、雨水が流入しないよう勾配をつけてアスファルト舗装されており、問題はないと思います。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、昭和60年から平成2年にかけて、申請人の亡父により、農地法の許可を得ないまま、事務所兼車庫1棟、倉庫2棟を建築、通路及び庭が設置され、申請人も令和元年の相続後、そのまま利用していたものです。調査結果の総合意見は、申請地は、隣接する宅地への住宅建築以降、通路及び庭が設置され、事務所兼車庫、倉庫が建築されており、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、平成2年の事務所兼車庫の増築後からも34年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

財部9号について、3月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は宇都自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が田、南が宅地、北側が水路を挟んで田、原野、雑種地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、東側と西側に隣接する農地がありますが、雨水が流入しないようにブロック塀が設置されており、問題はないと思われ、ます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、平成7年頃、申請人の亡父により、農地法の許可を得ないまま、牛舎1棟を建築、その後も増築を繰り返し、牛舎として利用されていましたが、申請人の相続後は、農業用倉庫として利用されていたものです。調査結果の総合意見は、申請地は、平成7年頃から牛舎が設置され、その後、隣接する宅地部分まで増築を繰り返し、申請人の相続後も現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、現在、農業用倉庫となっている牛舎建築後、29年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第26号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第27号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉3号について、3月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は向江東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、全体面積900㎡のうち50㎡に農業用倉庫を整備しており、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、転用目的が農業用倉庫です。設置により耕作が不能となる面積が50㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。

以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第27号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第28号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉32から35までは、私と、○○○○○推進委員。末吉36から40までは、9番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉41は、10番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉42から44までは、4番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉45は、18番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉46及び47は、15番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉48及び49は、8番○○○○○委員，○○○○○推進委員。大隅50は、13番○○○○○委員，○○○○○推進委員。大隅51及び52は、16番○○○○○委員，○○○○○推進委員。大隅53は、11番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部54から59までは、5番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部60から63までは、6番○○○○○委員，○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉147，148は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉149も継続をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉150から152まで継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅153は打切りにしたいと思います。

○3番委員（○○○○○）

大隅154は継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部156から160まで継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部162も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉1も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉2も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉3は打切りをお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉5，6は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉7も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅11の田の2筆は打切り，畑は継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅12は継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅13も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部14から18まで継続をお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部19も継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉21も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉22も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉23も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉24も継続をお願いします。

○16番委員（○○○○○）

大隅25も継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅26も継続をお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅27も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部28は成立です。

○6番委員（○○○○○）

財部29, 30は継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部31は打切りをお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第29号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定3年以上6年未満の財部120から122まで、再設定6年以上10年未満の大隅32及び財部33を除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第29号農用地利用集積計画について、利用権設定は、議事参与の制限に該当する5件を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定3年以上6年未満の財部120から122までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満の財部120から122までは、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定6年以上10年未満の大隅32を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満の大隅32は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定6年以上10年未満の財部33を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満の財部33は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第30号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第30号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第31号事務局職員の人事異動の承認についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

(人事異動について説明)

○議長 (○○○○○会長)

ただいまの説明に対して、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第31号事務局職員の人事異動の承認については、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は申出のとおり承認いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第3号合意解約等の報告については、総会資料の55ページから61ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

3月及び4月の行事予定、農業委員会運営に関する申合せ事項について

○事務局 (○○○○○係長)

令和6年度の特別調査委員現地調査の日程表、農地法関係処理日程表、タブレットの現地確認アプリについて

○事務局 (○○○○○次長)

農業委員会活動記録簿、農業経営意向に関する調査票の提出について

○議長 (○○○○○会長)

連絡事項は以上ですが、ここで、人事異動により転出することになりました職員から挨拶をお願いします。

(転出者 挨拶)

○議長 (○○○○○会長)

ありがとうございました。異動先での活躍を期待します。

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和6年第3回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和6年3月21日（木） 午前11時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員